

平成19年12月22日

平成19年度公的資金補償金免除繰上償還の承認等について

地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）附則第6条第1項の規定に基づき、各地方公共団体から提出された行政の簡素化等に関する計画（普通会計分及び各公営企業会計分）の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該計画の円滑な実施のため地方債の金利に係る負担の軽減が必要であると認めたので、その旨を本日通知しました。

通知した団体数及び当該団体の計画に計上された繰上償還希望額（資金区分別）については、以下のとおりです。

(単位：百億円)

	団体数	旧資金運用部 資金	旧簡易生命 保険資金	公営企業金融 公庫資金
普通会計	996	51	30	9
上水道	1,148	85	—	41
工業用水道	64	3	—	2
地下鉄	9	19	16	7
下水道	949	130	19	69
病院	256	22	—	—
合計	1,524	310	65	128

注1 団体数合計欄は、いずれかの事業区分に該当している団体数（重複控除）。

2 団体数及び繰上償還希望額には平成19年9月4日に承認した夕張市に係るものを含む。

なお、平成21年度までの3年間における各地方公共団体の補償金免除繰上償還額の総額が、それぞれ旧資金運用部資金で3.3兆円程度、旧簡易生命保険資金で5,000億円程度、公営企業金融公庫資金で1.2兆円程度を超える時は、各地方公共団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがあります。

【連絡先】

(普通会計債関係)

自治財政局地方債課

担当：荒井課長補佐、天野係長

電話：(代表)03-5253-5111(内線3394、3403)

FAX：03-5253-5631

(公営企業債関係)

自治財政局公営企業課

担当：本島課長補佐、森山係長

電話：(代表)03-5253-5111(内線3413、3418)

FAX：03-5253-5636

(参考)

公債費負担軽減対策について

徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行う地方公共団体を対象に、平成21年度までの3年間で5兆円程度の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還等を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減。

1. 旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還（H19～H21）

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費負担、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

対象地方債残高 3兆8,000億円程度以内

- 旧資金運用部資金 3兆3,000億円程度以内
- 旧簡易生命保険資金 5,000億円程度以内

2. 公営企業金融公庫資金の繰上償還及び公営企業借換債（H19～H20）

対象地方債：普通会計債（公営住宅、臨時地方道、臨時河川等、臨時高校）及び公営企業債（上水道、簡易水道、工業用水道、下水道、地下鉄）の年利5%以上の地方債

対象団体：年利段階に応じ、市町村合併、公債費負担、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

対象地方債残高 1兆2,000億円程度

うち平成20年度公営企業借換債 2,000億円

3. その他

1及び2の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとする。